

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）</p> <p>第十条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。</p> <p>3 第一項の規定による競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず第二項に規定する落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に第七項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札が</p>	

あつたものとすることができる。

4| 前項の場合において、第七項の規定により落札者とならなかった者が二人以上あるときは、同項の規定を準用してその順位を決定し、また、最後の順位に当たたる者の入札数量について第二項に規定する場合に準ずべき場合があるときは、同項の規定を準用するものとする。

5| 第一項の規定による競争入札に付する場合の公告又は第七条第一項の規定による公示には、第六条の規定により公告をするものとされている事項又は第七条第一項の規定により公示をするものとされている事項のほか、第十条第一項の規定による競争入札であることを明らかにし、かつ、同条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨及び同条第九項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨並びに端数の入札を制限する場合にはその旨の記載又は記録をしなければならない。

6| 第一項の規定による競争入札が二種以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。

7| 第一項の規定による競争入札により落札者を定める場合において同価の入札をした者が二人以上あるときは、入札数量の多い者を先順位の落札者とし、入札数量が同一であるときは、地方自治法施行令第六十七條の九の規定に準じてくじで落札者を定めるものとする。

8| 第一項の規定による競争入札に付した場合において、落札数量が必要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第

百六十七条の二第一項第九号、第三項及び第四項の規定に準じて随意契約によることができる。

9| 第一項の規定による競争入札に付する場合において、その競争入札に加わった者が五人に満たないときは、当該競争入札を取り消すことができる。

10| 前項の規定により競争入札を取り消したときは、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

11| 第九項の規定により競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号及び第二項の規定は、これを適用しない。

(随意契約)

第十一条 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〇四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方

(随意契約)

第十条 特定調達契約については、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第五号、第八号又は第九号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一〇四 (略)

五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方

以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から第九条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

2 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第六条の公告又は第七条第一項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

六 (略)

2 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)